

## 平成 26 年度九戸村人事行政の運営等の状況の公表

### 1 任免及び職員数に関する状況

#### (1) 採用及び退職（平成 25 年度）

	一般職員	
採用者数	4 人	(参考：平成 26 年 4 月 1 日採用者数 3 人)
退職者数	4 人	勸奨 2 人

#### (2) 職員数

##### ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在） (人)

部 門		職 員 数		増 減	主な増減理由
		25 年度	26 年度		
一般 行政 部門	議 会	2	2		
	総 務	15	16	+1	人員配置による増
	税 務	5	5		
	農林水産	9	9		
	商 工	1	1		
	土 木	5	5		
	民 生	15	15		
	衛 生	5	4	△1	退職による減
	小 計	57	57		
教 育		6	6		
公営 企業等	水 道	3	3		
	下 水 道	2	2		
	そ の 他	3	3		
	小 計	8	8		
合 計		71 [ 84 ]	71 [ 84 ]		

注 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

##### イ 年齢別職員構成の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	計
	未満	～ 23 歳	～ 27 歳	～ 31 歳	～ 35 歳	～ 39 歳	～ 43 歳	～ 47 歳	～ 51 歳	～ 55 歳	以上	
職員数	人 0	人 5	人 10	人 2	人 8	人 6	人 3	人 4	人 8	人 12	人 13	人 71

##### ウ 定員適正化計画の数値目標

###### (ア) 定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 21 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日	△ 16

(イ) 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区分		21年	22年	23年	24年	25年	21~25年	数値目標
部門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	
一般行政	職員数	63	53	57	56	57	△6	54
	増減		△10	4	△1	1	(94.7%)	
教育	職員数	12	8	7	6	6	△6	6
	増減		△4	△1	△1		(100%)	
公営企業 等会計	職員数	8	8	8	8	8	0	7
	増減						(87.5%)	
計	職員数	83	69	72	70	71	△12	67
	増減		△14	3	△2	1	(94.3%)	

(注) 1 計画期間は、21~25年の5年間である。

2 ( )内の数値は、数値目標に対する進捗状況率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成25年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (H26.3.31 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考)平成24 年度の人件費率
人 6,288	千円 3,815,845	千円 106,095	千円 568,254	% 14.9	% 14.0

(2) 職員給与費の状況（平成26年度普通会計予算）

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 66	千円 240,930	千円 27,230	千円 86,930	千円 355,090	千円 5,380

※1 村長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与、共済組合、公務災害補償の負担金等は給与費には含まれていません。

※2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 平均給料月額と平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	九戸村	
	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	304,000円	42.7歳

(4) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		九戸村	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10～14 年	経験年数 15～19 年	経験年数 20～24 年
一 般 行政職	大 卒	241,500 円	—	—
	高 卒	—	243,600 円	301,700 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補	17 人	27.4%
2 級	主事	9 人	14.5%
3 級	主任	9 人	14.5%
4 級	課長補佐・主査	18 人	29.1%
5 級	課長	9 人	14.5%

(注) 1 九戸村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 26 年度）

区 分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000 円 2 配偶者以外の扶養親族 月額 6,500 円 ・配偶者のいない場合の 1 人目 月額 11,000 円 ※ なお、16 歳から 22 歳までの子の場合には、5,000 円が加算される。
住居手当	1 借家・借間居住者 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月額 27,000 円まで
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額 50,000 円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額 12,900 円まで

イ 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給されます。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
支 給 総 額	4,987 千円	5,121 千円
職員 1 人当たり支給年額	78 千円	83 千円

ウ 特殊勤務手当

平成 16 年度から特殊勤務手当の支給はありません。

エ 期末・勤勉手当の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.60 月分
勤勉手当	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分

※ 職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

オ 退職手当の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示す支給率を乗じて得た額となります。

区 分	九 戸 村	
自己都合	勤続 20 年	21.62 月分
	勤続 25 年	30.82 月分
	勤続 35 年	43.70 月分
	最高限度	52.44 月分
勸奨・定年	勤続 20 年	27.025 月分
	勤続 25 年	36.57 月分
	勤続 35 年	52.44 月分
	最高限度	52.44 月分

平成 25 年度退職手当の 1 人当たり平均支給額（全職種） 26,256 千円

(8) 特別職の報酬などの状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	報 酬 等 月 額						
給料	村 長 610,000 円						
報 酬	議 長 230,000 円						
	副 議 長 182,000 円						
	議 員 165,000 円						
期 末 手 当	村 長 6 月期 1.40 月分						
	議 長 12 月期 1.55 月分						
	副 議 長 計 2.95 月分						
	議 員						
退 職 手 当	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(算定方式)</td> <td style="text-align: center;">(1 期の手当額)</td> <td style="text-align: center;">(支給時期)</td> </tr> <tr> <td>610,000 円×42.5/100×在職月数</td> <td style="text-align: center;">12,444 千円</td> <td style="text-align: center;">在職毎</td> </tr> </table>	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)	610,000 円×42.5/100×在職月数	12,444 千円	在職毎
(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)					
610,000 円×42.5/100×在職月数	12,444 千円	在職毎					

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 40 時間とする。（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項）

イ 職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。なお、この勤務時間中に午後零時から 60 分の休憩時間を置く。（職員の勤務時間に関する規程第 3 条）

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日）

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
2,242 日	694 日	59 人	11.8 日	31.0%

(3) 特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（平成 25 年度）

ア 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間

イ ボランティア休暇 5 日の範囲内の期間

- ウ 結婚休暇 連続する7日の範囲内の期間
- エ 産前休暇 6週間以内に出産する予定である女性職員が請求した場合に、出産の日までの請求した期間
- オ 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- カ 生後1年に達しない子を育てる職員のその子のための保育時間 1日2回それぞれ1時間
- キ 夏季休暇 原則として連続する3日の範囲内の期間
- ク 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 5日の範囲内の期間

(4) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成25年度）

育児休業は最大で3年間取得可能であり、また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することが可能です。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
平成25年度中に新たに育児休業を取得した職員		1人	1人
平成25年度中に新たに部分休業を取得した職員			
平成24年度から引き続き育児休業を取得している職員			
平成24年度から引き続き部分休業を取得している職員			
平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			

イ 育児休業の承認期間（平成25年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数		1人					1人

(5) 介護休暇の取得状況

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の範囲内で介護休暇を取得することができます。

平成25年度中に取得した職員はありませんでした。

4 分限及び懲戒処分状況（平成25年度）

(1) 分限処分者数

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、病気で勤務に耐えられない場合等の一定の理由がある場合、任命権者が該当職員をその意思に反して免職、休職、降任、降給のいずれかの不利益な処分を行うことを言います。

平成25年度に処分を受けた職員はありませんでした。

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職員の職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行があった場合、その道義的責任として処分を行うことを言います。

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
給与・任用に関する不正						
一般服務違反関係						
一般非行関係						
収賄等関係						
道路交通法違反						
監督責任		2人				2人
計						

## 5 サービスの状況（平成 25 年度）

サービス規律遵守のための取組み状況

(1) 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行の当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。

平成 19 年 7 月に職員の懲戒処分等に関する規程を定め、サービス規律を遵守するよう職員に通知しています。

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成 24 年度）

研 修 名	期 間	人 数	主 催 者
新規採用職員研修（前期）	3 日	4 人	岩手県市町村職員研修会協議会
新規採用職員研修（後期）	4 日	4 人	〃
一般職員研修（基礎Ⅰ）	3 日	3 人	〃
一般職員研修（基礎Ⅱ）	3 日	5 人	〃
管理者級研修	2 日	2 人	〃
管理者級能力開発講座	2 日	4 人	〃
監督者級研修	3 日	2 人	〃
政策形成講座	3 日	1 人	〃
政策法務講座	2 日	2 人	〃
財務事務研修	6+日	1 人	〃
税務事務研修	2 日	1 人	〃
契約事務研修	2 日	2 人	〃
広報研修会	1 日	1 人	〃
メンタルヘルス研修	1 日	2 人	〃
パソコン研修	1 日	1 人	〃
市町村職員研修	1 日	3 人	(財)岩手県市町村振興協会
地域経営推進研修	2 日	1 人	〃

(2) 勤務成績判定の実施状況

未実施

## 7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

ア 職員の健康診断の状況（平成 25 年度）

	対象職員数	受診者数	受診率
胃検診	53 人（35 歳以上）	19 人	35.8%
子宮ガン検診	22 人（20 歳以上）	10 人	45.4%
乳ガン検診	15 人（35 歳以上）	7 人	46.6%
生活習慣病予防健診	74 人（全職員）	64 人	86.4%

イ 一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構（会員 全職員）  
職員の掛金と公費で運営されております。（公費支出額 H25 年度 1,296 千円）

- ・掛金・補助金事業
  - 結婚祝金、出産給付、弔慰金等
- ・掛金事業
  - 医療補助金

ウ 九戸村職員親睦会（会員 全職員）  
職員の掛金で運営され、公費支出はありません。

- ・給付事業
  - 結婚、入院、死亡、退職給付、インフルエンザ予防接種助成
- ・福利厚生事業
  - クリーン作戦時タオル支給

(2) 公務災害補償の状況

ア 地方公務員災害補償基金による補償の状況（平成 25 年度）  
該当なし

(3) 利益の保護の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求に関する状況（平成 25 年度）  
該当なし

イ 不利益処分に関する不服申立の状況（平成 25 年度）  
該当なし